

日本語教育機関のための自己点検・評価チェックリスト（2023年度）

日本語教育機関名：神戸住吉国際日本語学校

点検・評価項目

確認・評価

1. 理念・教育目標

1.1 〈理念〉

"学び"の場所は学校だけではなく、学校は"教育"の場である。互いの国の文化を知り、理解できる環境創りを基盤とし、異文化教育の育成のため日本語教育を行う。

1.2 〈教育目標〉

日本語教育により日本の文化、習慣風習を学び日本人との思考、価値観を共有、理解できること。そしてグローバル社会で活躍できる人材育成と、日本の専門技術、高等教育機関への進学目標の達成。

1.3 〈育成する人材〉

異文化に興味、理解を持ち、留学というツールで学びの価値観が共有できる人材。

1.4 理念、教育目標が社会の要請に合致していること確認している。

A

1.5 理念、教育目標及び育成する人材像が、教職員及び学生に周知されている。

A

【達成状況】 教育理念、目標は常に教職員と共有している。

2. 学校運営

2.1 日本語教育機関の告示基準に適合している。【注】

[✓]

2.2 短期及び中長期の運営方針と経営目標が明確化され、教職員に周知されている。

A

2.3 管理運営の諸規定が整備され、規定に基づいた運営が行われている。

A

2.4 意志決定が組織的に行われ、かつ、効率的に機能している。

A

2.5 予算編成が適切に行われ、執行ルールが明確である。

A

2.6 外部からの情報収集が効率的に行われ、かつ、共有化する仕組みがある。

A

2.7 学生、入学志願者及び経費支弁者に対して、理解できる言語で情報提供を行っている。

A

2.8 授業や運営に関する学生からの相談、苦情等の担当者が特定され、適切に対処している。

A

2.9 業務の見直し及び効率的な運営の検討が定期的、かつ、組織的に行われている。

A

【達成状況】 【達成状況】教職員、全員が共有できている。

3. 教育活動の計画

3.1 理念・教育目標に合致したコース設定をしている。

A

3.2 教育目標達成に向けたカリキュラムが編成されている。

A

3.3 国内、又は国際的に認知されている熟達度の枠組みを参考にしてレベル設定をしている。

A

3.4 教育目標に合致した教材を選定し、著作権に留意している。

A

3.5 成績評価・修了認定の基準は明確にしている。

A

3.6 教育内容及び教育方法について教員間で共通理解が得られている。

A

3.7 教員の能力、経験等を勘案し、適切な教員配置をしている。

A

【達成状況】 教師会を定期開催し、教師との連携を円滑に行っている。

4. 教育活動の実施

4.1 授業開始までに学生の日本語能力を試験等により判定し、適切なクラス編成を行ってい

A

4.2 教員に対して、担当するクラスの学生の学習目的、編成試験の結果、学習歴その他指導に必要な情報を伝達している。

A

4.3 開示されたシラバスによって授業を行っている。

A

4.4 授業記録簿及び出席簿を備え、正確に記録している。

A

4.5 理解度・到達度の確認が実施期間中に適切に行っている。

A

4.6 個別学習指導等の学習支援担当者が特定され、適切な指導・支援を行っている。

A

4.7 特定の支援を必要とする学習者に対して、その分野の専門家の助言を受けている。

A

【達成状況】 4.2 個人情報の観点から、教員からの開示依頼があった場合行っている。

5. 成績判定と授業評価

- 5.1 判定基準及び判定方法が明確に定められ、適切に行われており、全ての教職員に共有されている。 A
- 5.2 成績判定結果を的確に学生に伝えている。 A
- 5.3 判定基準及び判定方法の妥当性を定期的に検証している。 A
- 5.4 授業評価を定期的に実施している。 A
- 5.5 学生による授業評価を定期的に実施している。 A
- 5.6 授業評価の結果が教育内容や方法の改善、教員の教育能力向上等の取組みに反映されている。 A

【達成状況】 教師及び職員、全てに共有されている。

6. 教育活動を担う教職員

- 6.1 校長、主任教員、専任教員及び非常勤教員の職務内容及び責任と権限を明確に定めている。 A
- 6.2 教育目標達成に必要な教員の知識、能力及び資質を明示している。 A
- 6.3 教員及び職員の採用方法及び雇用条件を明文化している。 A
- 6.4 教員及び職員の研修等により教育の質及び支援力強化のための取組みをしている。 A
- 6.5 教育機関としての信頼を高めるため、倫理観、振る舞い、ハラスメント防止等に関する研修を行っている。 A
- 6.6 教員及び職員の評価を適切に行っている。 A

【達成状況】 全ての教員が基準に達している。

7. 教育成果

- 7.1 入学から修了・卒業までの学習成績を記録、保管し、適正に管理している。 A
- 7.2 修了・卒業の判定を適切に行っている。 A
- 7.3 日本留学試験、日本語能力試験等の外部試験の結果を把握している。 A
- 7.4 卒業または修了後の進路を把握している。 A
- 7.5 卒業生及び修了生の状況を把握するための取組みを行い、進学先、就職先等での状況や社会的評価を把握している。 A

【達成状況】 学生の入国から修了・卒業までのデーターは全て管理システムに入力されている。また進学先との連絡は密に行い、卒業後の進学先から学生の進路報告を受けている。昨年度と同様におこなっている。

8. 学生支援

- 8.1 生活指導責任者を中心に、指導体制を周知している。 A
- 8.2 住居支援を行っている。 A
- 8.3 留学生活に関するオリエンテーションを入学直後に実施し、また、在籍者全員を対象に定期的に実施している。 A
- 8.4 アルバイトに関する指導及び支援を行っている。 A
- 8.5 健康、衛生面について指導する態勢を整えている。 A
- 8.6 対象となる学生全員が国民健康保険に加入し、併せて留学生保険に加入している。 A
- 8.7 重篤な疾病や傷害のあった場合の対応、及び感染症発生時の措置を定めている。 A
- 8.8 交通事故等の相談態勢を整備している。 A
- 8.9 火災、地震、台風等の災害発生時の避難方法、避難経路、避難場所等を定め、避難訓練を定期的に実施している。 A
- 8.10 気象警報発令時の措置を定め、教職員及び学生に周知している。 A

【達成状況】 責任者を中心に、学生の支援フォローはできている。学生達への緊急連絡網があり、一斉送信できるシステムを使っている。

9. 進路に関する支援

- 9.1 進路指導担当者を特定している。 A
- 9.2 学生の希望する進路を把握している。 A
- 9.3 進学、就職等の進路に関する最新の資料が備えられ、学生が閲覧できる状態にある。 A
- 9.4 入学時からの一貫した進路指導を行っている。 A

【達成状況】 進路指導の専任者を中心に、校長も参加し個人指導体制をとっている。進路指導に必要な個人データーは共有している。

10. 入国・在留に関する指導及び支援

- | | |
|--|---|
| 10.1 入管事務担当者を特定し、その職務内容及び責任と権限を明確に定めている。 | A |
| 10.2 担当者は、研修受講等により最新かつ適切な情報取得を継続的に行っている。 | A |
| 10.3 入国管理局により認められた申請等取次者を配置している。 | A |
| 10.4 入管法上の留意点について学生への伝達を必要に応じて行っている。 | A |
| 10.5 在留に関する学生の最新情報を正確に把握している。 | A |
| 10.6 在留上、問題のある学生への個別指導を行っている。 | A |
| 10.7 不法残留者、資格外活動違反者、犯罪関与者等を発生させないための取組みを継続的に行っている。 | A |
| 10.8 過去3年間、不法残留者、資格外活動違反者及び犯罪関与者を発生させていない。 | A |

【達成状況】問題なく行っている。

11. 教育環境

- | | |
|---|---|
| 11.1 教室内は、十分な照度があり、換気がなされているとともに、語学教育を行うのに必要な遮音性が確保されている。 | A |
| 11.2 生徒が自主的に学習できる環境が整っている。 | A |
| 11.3 教育上の必要性に十分対応できる設備が整っている。 | A |
| 11.4 視聴覚教材やITを利用した授業が可能な設備や教育用機器を整備している。 | A |
| 11.5 教員及び職員の執務に必要なスペースを確保している。 | A |
| 11.6 法令上必要な設備等を備えている。 | A |

【達成状況】1階はバリアフリー対策はできているが、2、3階は校舎の構造上階段のため、対策はできない。本校の自己評価においてAとする。

- | | |
|--|---|
| 12.1 理念・教育目標に沿った学生の受入方針を定め、年間募集計画を策定している。 | A |
| 12.2 機関に所属する職員が入学志願者に対して情報提供や入学相談を行っている。 | A |
| 12.3 教育内容、教育成果を含む最新、かつ、正確な学校情報、求める学生像、及び応募資格と条件が入学希望者の理解できる言語で開示されている。 | A |
| 12.4 海外の募集代理人（エージェント等）に最新、かつ、正確な情報提供を行うとともに、その募集活動が適切に行われていることを把握している。 | A |
| 12.5 入学選考基準及び方法が明確化され、適切な体制で入学選考を行っている。 | A |
| 12.6 学生情報を正確に把握し、提出された根拠資料等により確認を行っている。不法残留者を多く発生させている国からの志願者については、学校関係者（職員等）が面接などの調査を行うよう努めている。 | A |
| 12.7 入学志願者の学習能力、勉学意欲、日本語能力等を確認するとともに、受け入れるコースの教育内容が志願者の学習ニーズと合致することを確認している。 | A |
| 12.8 入学検定料、入学金、授業料、その他納付金の金額及び納付時期、及び学費以外に入学後必要になる費用が明示されている。 | A |
| 12.9 関係諸法令に基づいた学費返還規定が定められ、公開されている。 | A |

【達成状況】コロナの影響で、海外面接を行わず、ZOOM面接に切り換えた。海外エージェントのほとんどが何年もの付き合いに絞っている。また一ヵ所から多くて数人枠の申請のため、学生間のトラブルもなく、学生の質に関しても余りバラつきはない。

13. 財務

- | | |
|-------------------------------|---|
| 13.1 財務状況は、中長期的に安定している。 | B |
| 13.2 予算・収支計画の有効性及び妥当性が保たれている。 | A |
| 13.3 適正な会計監査が実施されている。 | A |

【達成状況】世界情勢は常に安定しているとは限らないが、新型コロナの影響も落ち着き、安定化が進んできたので財務管理は適切に処理されている。中長期的財政安定を中心に心がけている。経費節減を行い安定化を顧問税理士と連携しながら適切な会計処理をおこなっている。

14. 法令遵守

- | | |
|--------------------------------------|---|
| 14.1 法令遵守に関する担当者を特定している。 | A |
| 14.2 教職員のコンプライアンス意識を高めるための取組みを行っている。 | A |
| 14.3 個人情報保護のための対策をとっている。 | A |
| 14.4 入国管理局、関係官庁、等への必要な報告を遅滞なく行っている。 | A |

【達成状況】 問題なく取り組んでいる。

15. 地域貢献・社会貢献

- | | |
|---|---|
| 15.1 日本語教育機関の資源・施設を利用した社会貢献・地域貢献を行っている。 | A |
| 15.2 学生ボランティア活動への支援を行っている。 | A |

【達成状況】 15.1 本校施設を利用して地域貢献の活動に参加、、更に時間調整をおこない、その機会を増やしていく。今後コロナ渦の社会が緩和することを期待し進めていきたい。

評価方法

- ・ A : 達成されている。
- ・ B : ほぼ達成されているが、改善に取り組んでいる。
- ・ C : 達成に向けて努力している。
- ・ D : 達成されていない。検討中。

【注】この項目には、「告示基準」適合状況点検表（別添）を作成。作成後確認として〔 〕欄に「✓」で記す。

課程修了者の日本語能力習得状況等

作成年月日： 2024年04月22日

日本語教育機関名：神戸住吉国際日本語学校

設置者名：株式会社神戸住吉国際日本語学校

課程修了者の日本語能力習得状況等	基準適合性
第44号：大学等への進学者、入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格（外交・公用及び技能実習を除く。）への変更を許可された者及びCEFR・A2相当以上と認められる者の合計が、課程修了の認定を受けた者の7割以上	<input type="radio"/>

基準該当者割合 ② ÷ (① + ③)	96.0%	左記「基準該当者合計数(実人数)」のうち退学者数(44号ただし書き) ③	4
課程修了者数（※1、※2）①	96		
基準該当者合計数（実人数）②	96		

※1 退学者は含めない。

※2 各年度の課程修了の認定を受けた者が、その修了日までに入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格（外交、公用及び技能実習を除く。）への在留資格変更許可申請をした場合において、当該申請に対する処分が、この号に基づく地方出入国在留管理局への報告までになされないときは、当該者を分母となる課程修了認定者の数に該当する者として加える必要はない。

基準該当者の各内訳	日本語 進学1年6ヶ月コース(10月入学) ※我が国での進学に限り、非正規生は除く。	日本語 進学2年コース(4月入学)			
		日本語 進学1年6ヶ月コース(10月入学) ※我が国での進学に限り、非正規生は除く。	日本語 進学2年コース(4月入学)		
※該当する要件が二以上ある生徒は、a～cのそれぞれに計上可。ただし、「基準該当者合計数（上記②）」は実人数を算出する必要があるため、当該生徒について重複を除き、一人として扱うこと。	a. 大学等への進学者の数 ※我が国での進学に限り、非正規生は除く。	7	62		
	b. 入管法別表第一の一の表若しくは二の表の上欄の在留資格（外交、公用及び技能実習を除く。）への変更を許可された者の数	0	6		
	c. CEFRのA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明されている者の数 ※法務省HPに掲載された試験又は日本留学試験に限る。	3	19		

※CEFRのA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明されている者(C)については、CEFRのA2相当以上のレベルであることを証明するための書類(試験の合格証等)の写しを本報告書と併せて提出すること。

基準該当者合計数(②)及び内訳(a～cのそれぞれの合計)の公表の方法
https://www.s-i-s-kobe.com/greeting1/